

## 鉱 区 税

この税は、地下の埋蔵鉱物を採掘するという権利（鉱業権）を持っている方にかかるものです。

### 納 め る 人

県内に鉱区をもっている鉱業権者です。

### 納 め る 額

- |                          |               |              |       |
|--------------------------|---------------|--------------|-------|
| (1) 砂鉱を目的としない鉱区          | 試掘鉱区面積        | 100 アールごとに年額 | 200 円 |
|                          | 採掘鉱区面積        | 100 アールごとに年額 | 400 円 |
| (2) 砂鉱を目的とする鉱区           |               | 100 アールごとに年額 | 200 円 |
| (3) 石油または可燃性天然ガスを目的とする鉱区 | (1) の額の 2 / 3 |              |       |

### 申告と納税

納税通知書により年税額を 5 月 31 日までに納めます。

※ 5 月 31 日が土日祝日の場合は、その翌日となります。

## 県 固 定 資 産 税

固定資産税は、原則として固定資産所在地の市町が課税します。しかし、ある一定額を超える大規模な償却資産については、その超える部分に対して県が課税します。

### 納 め る 人

大規模償却資産の所有者です。

### 納 め る 額

固定資産の価格（償却資産課税台帳に登録された価格）の一定額を超える部分の価格に 1.4% を乗じた額です。

### 申告と納税

#### ● 申 告

毎年 1 月 1 日現在の償却資産の所在、種類、数量などを記載し、1 月 31 日までに申告します。

#### ● 納 税

納税通知書により、年 4 回（4・7・12・2 月）に分けて納税します。

## 核 燃 料 税

この税は、地方税法の規定に基づいて創設された法定外普通税で、原子力発電所の立地に伴う原子力安全対策、民生・生業安定対策および共生促進対策等の各種施策の推進に役立てられています。

### 納 め る 人

発電用原子炉の設置者です。

### 課 税 期 間

令和 3 年 11 月 10 日から令和 8 年 11 月 9 日まで（5 年ごとに更新）

### 納 め る 額

価額割＝発電用原子炉に挿入された核燃料の価額に 100 分の 8.5 を乗じた額です。

出力割＝原子炉等規制法により許可を受けた熱出力に対し、1 課税期間につき 1,000 キロワットあたり 51,200 円 を乗じた額です。ただし、廃止措置中は税率を 2 分の 1 とします。

搬出促進割＝5 年を超えて貯蔵されている使用済燃料の重量に対し、1 課税期間につき 1 キログラムあたり 375 円 を乗じた額です。

### 申告と納税

価額割＝定期検査中に挿入した新燃料について、当該検査が終了した日の属する月の翌月末日までに申告納付します。

出力割および搬出促進割＝4 月から 6 月、7 月から 9 月、10 月から 12 月および翌 1 月から 3 月までをそれぞれ 1 課税期間とし、各課税期間末日から 2 か月以内に県に申告納付します。